

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程の
あらまし

- 1 文書管理システムの導入に伴い、公印取扱者及び公印使用台帳はシステムで管理・登録することとなったため、これに係る規定を削除し、
所要の改正を行います。
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行します。